

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案 新旧対照条文

○ 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）（第二条関係）	．．．．．	2
○ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）（第三条関係）	．．．．．	6
○ 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）（第四条関係）	．．．．．	9
○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第五条関係）	．．．．．	11
○ 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）（第六条関係）	．．．．．	12
○ 地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）（第七条関係）	．．．．．	14

○ 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改正後	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 〔三〇五 略〕</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号又は免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p>
	<p>2 〔三〇五 同上〕</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p>

改正後	改正前
<p>（技能検定員審査の申請）</p> <p>第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード</p> <p>二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）</p> <p>三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中</p>	<p>（技能検定員審査の申請）</p> <p>第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。</p> <p>一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）</p> <p>二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）</p> <p>三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中</p>

型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）

四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

2 「略」

（教習指導員審査の申請）

第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード

二 教習指導員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指

型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）

四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

2 「同上」

（教習指導員審査の申請）

第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

二 教習指導員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（大型）

導員資格者証（大型）

三 教習指導員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

四 教習指導員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

2

「略」

三 教習指導員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

四 教習指導員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（普通）

2

「同上」

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員
教習指導員 審査申請書

年 月 日

公安委員会 殿

技能検定員 教習指導員 審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引 ・大型二種・中型二種・普通二種											
申請者	本籍・国籍										写 真	
	住 所											
	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生										
現に受けている免許	免許証	免許証番号	第 号									
		有効期間の末日	年 月 日									
	免許情報記録	免許情報記録番	第 号									
			有効期間の末日	年 月 日								
	免許年月日種	大 自 二	普 自 二	年 月 日								
そ の 他		年 月 日										
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 特	大 自 二	普 自 二	けん引	大 二	中 二	普 二
免許の条件												

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員
教習指導員 審査申請書

年 月 日

公安委員会 殿

技能検定員 教習指導員 審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引 ・大型二種・中型二種・普通二種											
申請者	本籍・国籍										写 真	
	住 所											
	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生										
現に受けている免許	交付公安委員会	公 安 委 員 会										
	交付年月日・番	年 月 日	有効期間の末日	年 月 日								
	免許証番号	第 号										
	免許年月日種	大 自 二	普 自 二	年 月 日								
		そ の 他	年 月 日									
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 特	大 自 二	普 自 二	けん引	大 二	中 二	普 二
免許の条件												

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

改正後	改正前
<p>（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者等）</p> <p>第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第百五条の規定により失効した日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により免許証等（法第百一条第一項の規定による免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証等の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。</p> <p>2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会</p>	<p>（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）</p> <p>第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかった者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。</p> <p>2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会</p>

規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者を除く。）であつて、当該免許に係る免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

3 府令第三十八条第十一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムの利用及びその他の適切な方法により受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。
- 二 受講者の受講の状況を確認できるものであること。
- 三 受講者の道路交通に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

（令第四十三条第一項の国家公安委員会規則で定める者等）

第八条 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者は、府令第三十八条第十一項第一号ただし書に規定する申出をした者とする。

2 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める装置は、府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転

規則で定める者は、法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）であつて、当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

〔項を加える。〕

（令第四十三条第一項の国家公安委員会規則で定める講習）

第八条 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習は、府令第三十八条第十一項第一号ただし書の規定により行われる法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習とする。

2 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める違反者講習は、府令第三十八条第十三項第二号の表第一

シミュレーターとする。

号下欄に定める講習方法に係る違反者講習とする。

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
<p>（認定の申請）</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類</p> <p>イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）。以下この号において同じ。）、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>ロ 「略」</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し</p> <p>〔(1)～(3) 同上〕</p> <p>ロ 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	3 「略」	「四〇七略」
	3 「同上」	「四〇七 同上」

○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）（第五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（帳簿等の備付け） 第十四条 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿 イ 「略」 ロ 当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並びに当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期間の末日 目 「二・三 略」</p>	<p>（帳簿等の備付け） 第十四条 法第二十条第一項の国家公安委員会規則で定める帳簿又は書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 次の事項を記載した法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者（以下「運転代行業務従事者」という。）の名簿 イ 「同上」 ロ 当該運転代行業務従事者が受けている運転免許の種類並びに当該運転免許に係る運転免許証の番号及び有効期間の末日 「二・三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証の写し及び運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カード（法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第六条において同じ。）を有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））</p> <p>「三〇八 略」</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六条 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号又は免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録（法第九十五条の二第二項第一号に</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた教習指導員資格者証及び運転免許証の写し</p> <p>「三〇八 同上」</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六条 特例教習実施施設は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 特例教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別及び運転免許証の番号並びに当該特例教習課程の種別</p>

<p>規定する免許情報記録をいう。)の番号並びに当該特例教習課程の種別 「二」四 略 2 「略」</p>	<p>「二」四 同上 2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第一条 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証等の更新をする事務 免許証等の更新の申請をしている者及び免許証等の更新の申請をしようとしていることが明らかである者</p> <p>三 「略」</p>	<p>（利害関係者から除く者）</p> <p>第一条 国家公務員倫理規程（以下「規程」という。）第二条第一項ただし書及び第十六条第一項の規定により国家公安委員会規則で定める者は、地方警務官が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 道路交通法第百一条第一項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者</p> <p>三 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。